

「食品衛生月間」に関する啓発・掲示

厚生労働省では、食品衛生管理の徹底及び地方公共団体等におけるリスクコミュニケーションへの取組の充実等を図るため、8月の1ヶ月間を「食品衛生月間」と定めています。

一般的に、夏季は細菌が増殖しやすく食中毒が多発すると思われがちですが、細菌以外にもウイルス、寄生虫、自然毒などによる食中毒の発生も多く、今では一年を通して食中毒の危険にさらされている状況だといえます。

2021年は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、事件数は717件、患者数は11,080人と事件数・患者数ともに過去20年間では最小となりました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は食中毒が再び増加傾向にあり、2024年は事件数1,037件、患者数14,229人と新型コロナウイルス流行前（2019年）とほぼ同水準まで戻っています。病因物質別ではアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターが上位を占める傾向が続いている。

細菌性食中毒として最も発生件数の多いカンピロバクター食中毒は、カンピロバクター汚染率の高い鶏肉が原因となっているケースが多く、予防対策として飲食店関係者のみならず、一般家庭においても正しい鶏肉の取り扱い方法について広く周知させる必要があります。

このような状況の中、国民が健康で安心できる食生活を送るために、食品等事業者を含めた国民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠です。

岐阜県保健環境研究所では、8月に1階エントランスホールにおいて食品衛生月間のポスターとともに、特に注意喚起を必要とする食中毒に関する資料を展示しています。